

行政文書一部公開決定通知書

28觀M 第127号
平成28年10月12日名古屋市民オンブズマン
代表 新海聰様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年9月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	東邦ガスから受け取った資料 ・平成27年12月25日に受領した資料 ・平成28年3月4日に受領した資料 ・平成28年6月2日に受領した資料 名古屋市から東邦ガスに提供した資料		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成28年10月12日	午前 時
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	裏面のとおり		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局観光交流部 MICE推進室 TEL 052-972-3174		

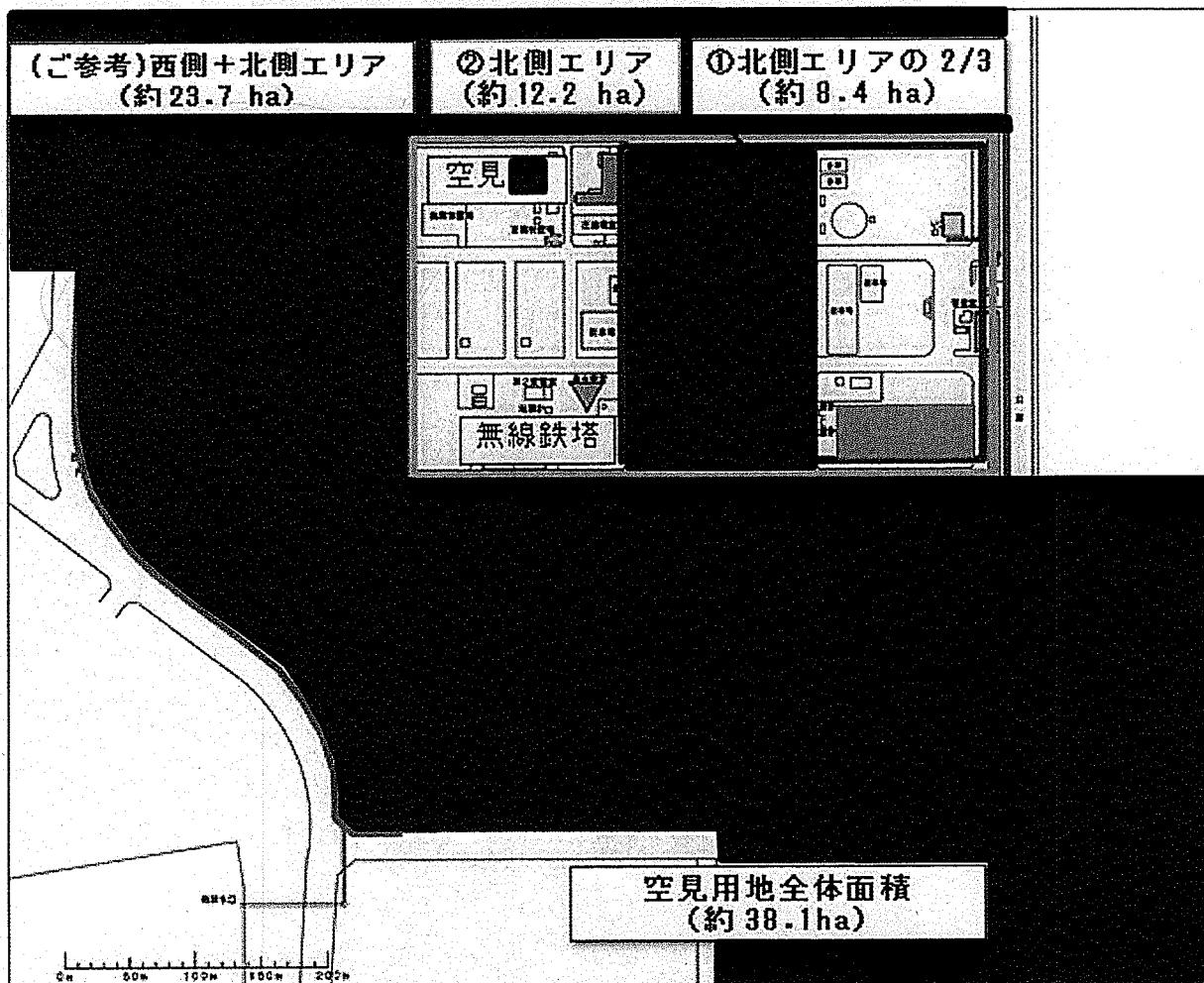
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127

平成 27 年 12 月 25 日

空見用地の状況

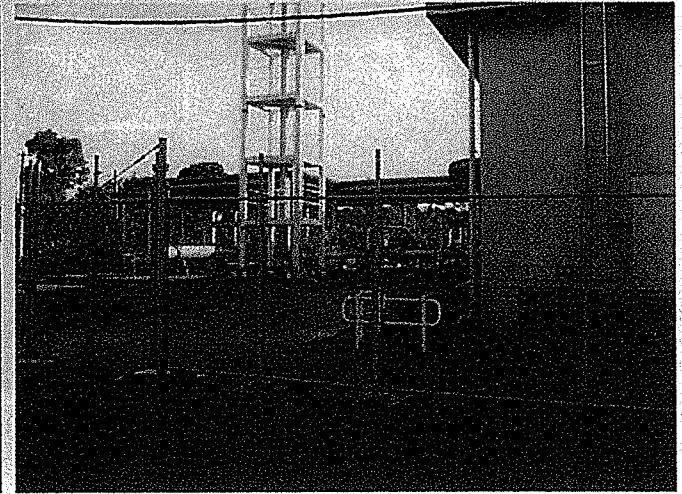
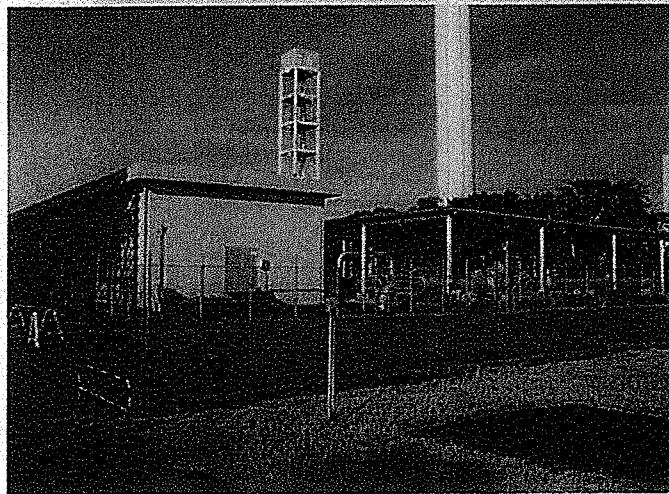
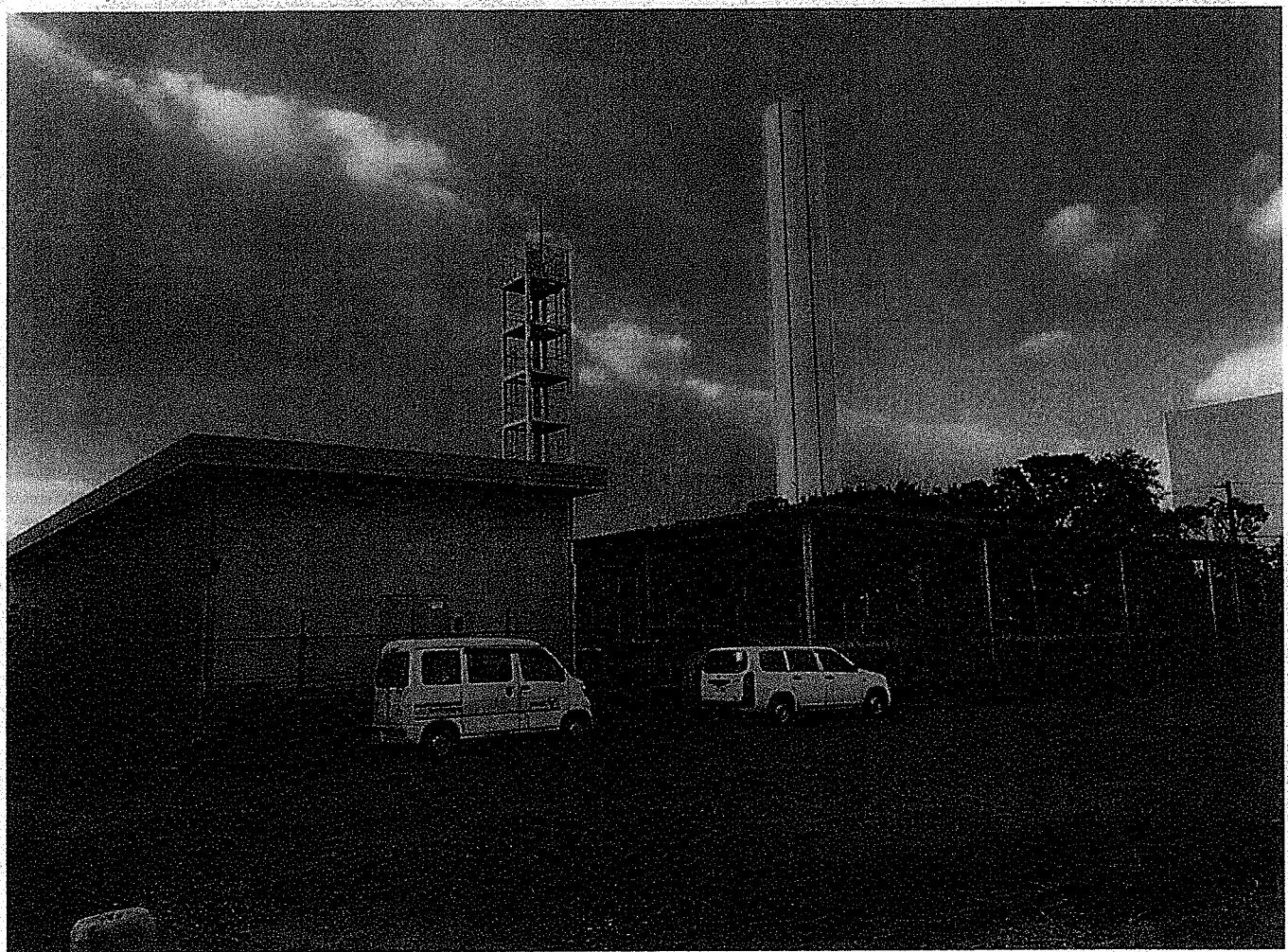


	① 北側エリアの 2/3	② 北側エリア
エリア面積	約 8.4ha	約 12.2ha
基盤整備費用	約 [] 億円 ・既設設備の撤去、移設、新設等にかかる費用	約 [] 億円 ・①+無線鉄塔や [] の移設費用

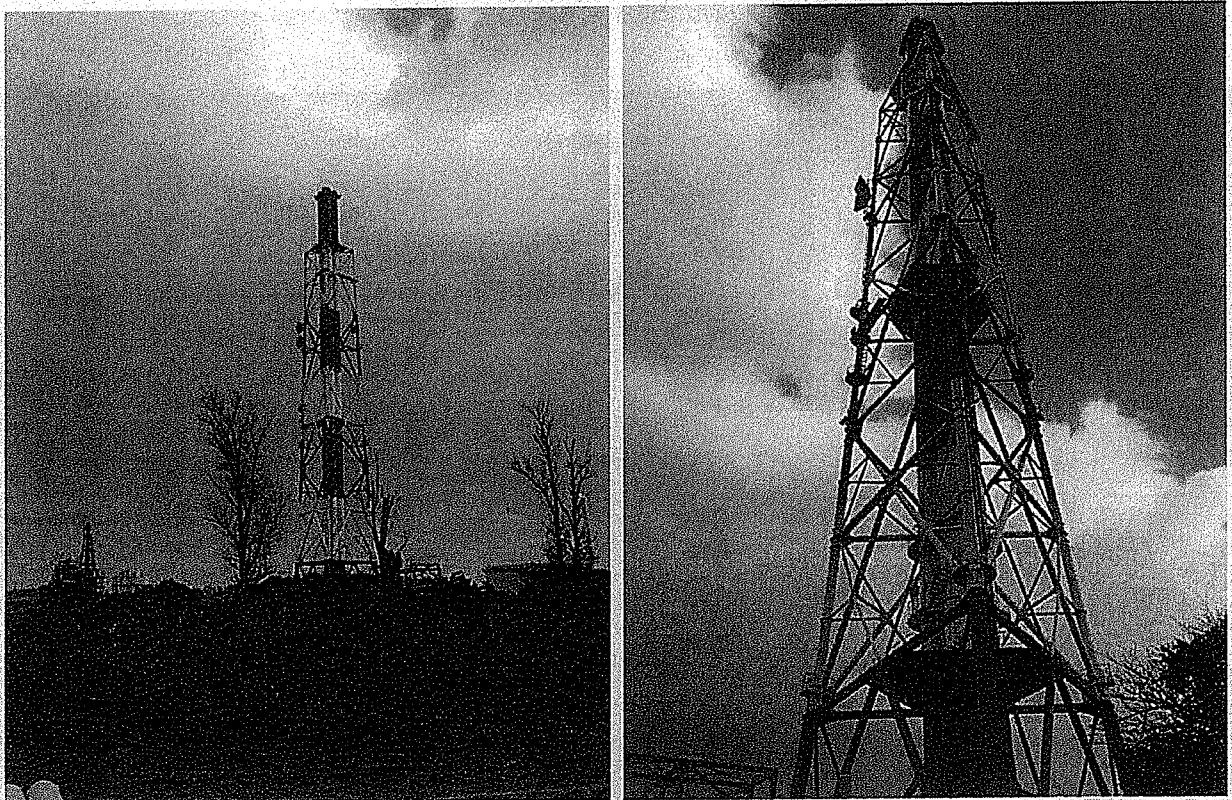
注) 基盤整備費用については、超概算であり、変動の可能性あり。

空見用地 各所写真

空見



無線鐵塔



本件は、本日、名古屋市が市政記者クラブで資料配布を行っています。

NEWS RELEASE

東邦ガス株式会社

www.tohogas.co.jp

広報部

名古屋市熱田区桜田町 19-18 〒456-8511

T E L 052-872-9354 (直通) F A X 052-882-2593



2004年12月16日

空見環境センター用地の土壤等に係る調査結果と今後の対応について

東邦ガス株式会社は、環境問題への対応を重要な経営課題と位置づけ、環境マネジメントを充実させ、積極的な活動を展開しています。その一環として、土壤環境問題については、社内に「用地整備委員会」を設置し、自主的な対応を行っています。

今まで、石炭を原料として都市ガスを製造していた旧工場用地を対象に調査を行い、汚染が判明した場合には速やかに適切な対応を行うとの考え方に基づき、これまで旧港明工場用地（名古屋市港区）、旧桜田製造所用地（名古屋市熱田区）、旧一宮製造所用地（愛知県一宮市）、旧半田製造所用地（愛知県半田市）、旧伊勢製造所用地（三重県伊勢市）、旧松阪製造所用地（三重県松阪市）、四日市製造所用地（三重県四日市市）について調査結果を公表し、適切な対策を進めてきました。

今回、石炭およびコークスを貯留していた空見環境センター用地（旧空見工場）の調査を実施してきましたが、これまでの調査から一部で基準を超える汚染が判明したため、平成16年12月14日に名古屋市へ調査報告書を提出しました。

1 調査結果

空見環境センター用地は、土壤汚染対策法の対象ではありませんが、自主的に調査を実施しました。

その結果、用地の一部区画において土壤の基準を超える鉛が検出されました。

また、敷地境界での地下水を調査した結果、一箇所の観測井から地下水の基準を超えるほう素が検出されました。【調査結果の詳細は、別紙1をご参照下さい】

2 汚染発生の原因（推定）

空見環境センター用地では、昭和41年に当社他工場のガス化原料である石炭および製品であるコークスの貯留を開始するとともに、昭和45年からは、ナフサを原料とした都市ガスの製造を開始し、平成16年6月に製造を停止しました。

汚染の原因を明確に特定することは困難ですが、土壤中から基準を超える鉛が検出された区画は、事業所内で発生した建設廃材等を専門処理業者に搬出する際の一時的な置場として使用しており、一部の廃材に起因した可能性があります。

また、ほう素が検出された地下水については、今回検出されたほう素濃度が海水の標準的なほう素濃度に比べて低いこと、用地が海面埋立地であること、さらには検出された地点が海に近接していることから、海水に起因したものと推定しております。

3 今後の対応

鉛汚染がみられた区画は、既にアスファルト舗装等を実施しており、土壌飛散のおそれはありませんが、今後の対応については、土壤汚染対策法に基づく措置の主旨に沿うとともに名古屋市の指導を受けながら、次のような考え方で進めていくこととします。

鉛汚染がみられた区画は、追加調査を行い、汚染範囲を絞り込みます。

そのうえで、汚染除去等の対策を実施します。

追加調査および対策の実施にあたりましては、近隣住民の皆さんにご迷惑をおかけするとのないよう対応していきたいと考えております。

弊社は、全社をあげて土壤環境問題に取り組んでいく所存でありますので、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

この件に関するお問い合わせは、

東邦ガス株式会社 広報部 堀木、中神、中川 TEL 052-872-9354

以 上

空見環境センター用地の土壤等調査結果

1. 所在地 名古屋市港区空見町1-6 (工業地域)

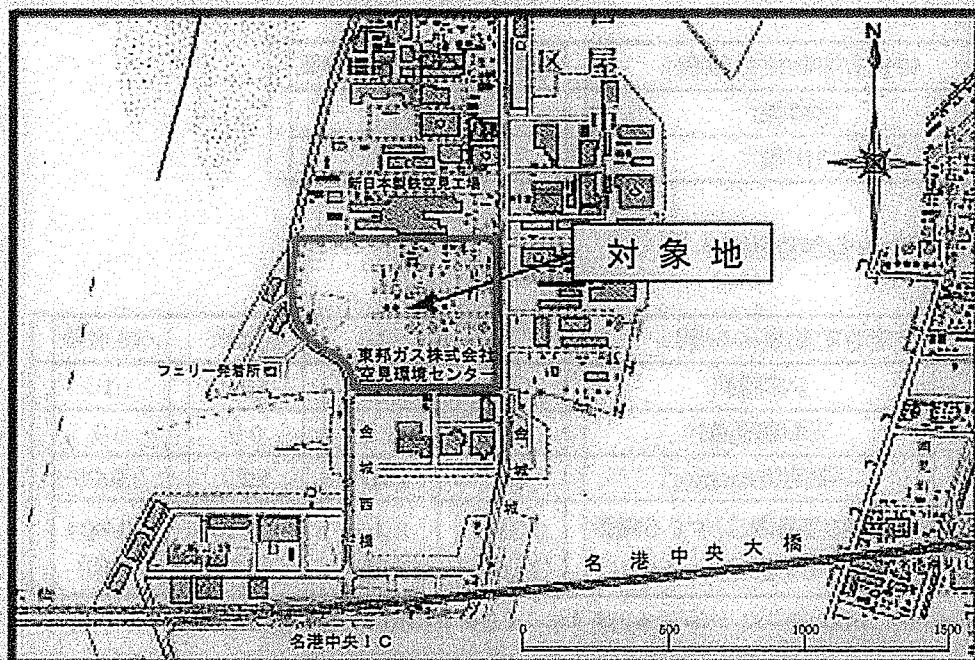


図1. 用地位置図

(国土地理院発行 1:25,000 地形図「名古屋南部」を使用)

2 用地面積 360,189m² (109,148坪)

3 用地利用・操業履歴

空見環境センター用地では、昭和41年に当社他工場のガス化原料である石炭および製品であるコークスの貯留を開始するとともに、昭和45年からは、ナフサを原料とした都市ガスの製造を開始し、平成16年6月に製造を停止しました。

現在は、土壤処理設備（中温加熱）が設置されています。

4 調査方法

(1) 履歴調査、土壤ガス調査

既存資料等により、用地利用・操業履歴の調査を行ないました。また、ベンゼンを含む第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）による汚染状況を把握するため、土壤ガス調査を行ないました。

(2) 土壤含有量調査

第2種特定有害物質（重金属等）による汚染状況を把握するため、土壤含有量調査を行ないました。

(3) 地下水調査

敷地周辺への影響の可能性を把握するため、敷地境界で地下水調査を実施しました。

5 調査結果

(1) 土壌ガス調査結果

特定有害物質の種類	第1種特定有害物質
試料数	32
検出数	0

(2) 土壌含有量調査結果

特定有害物質の種類	カトミウム	鉛	砒素	総水銀
含有量	試料数	10	10	10
	基準超過数	0	1	0
	最高値(mg/kg)	4	461	22
	最高値の基準に対する倍数 (土壌含有量基準: mg/kg)	0.03 (150)	3.1 (150)	0.15 (150)

(参考) 上記試料の他に 86 試料を簡易法にて分析した結果、基準超過はなかった

(3) 地下水調査結果

特定有害物質の種類	カトミウム	鉛	砒素	総水銀	ほう素	その他 20 物質
試料数	5	5	5	5	1	1
基準超過数	0	0	0	0	1	0
最高値(mg/l)	N.D. ^{※1}	N.D. ^{※1}	0.009	N.D. ^{※1}	2.8 ^{※2}	—
最高値の地下水基準に対する倍数 (地下水基準: mg/l)	— (0.01)	— (0.01)	0.9 (0.01)	— (0.005)	2.8 (1.0)	—

※1 N.D.とは定量下限未満

※2 海水の標準的なほう素濃度は 4.5 mg/l

以上

本件は、本日、名古屋市が市政記者クラブで資料配布を行っています。

NEWS RELEASE

東邦ガス株式会社

<http://www.tohogas.co.jp>

広報部

名古屋市熱田区桜田町 19-18 〒456-8511

T E L 052-872-9354 (直通) F A X 052-882-2593



平成 18 年 2 月 20 日

空見環境センター用地における土壤汚染対策について

当社は、平成 16 年に空見環境センター用地の土壤汚染調査を自主的に行い、その結果、用地の一部区画において土壤の基準を超える鉛が検出されましたので、同年 12 月 16 日に公表いたしました。

その後、汚染範囲確定のための詳細調査を行い汚染範囲および対策方法が決まりましたので、平成 18 年 2 月 16 日に名古屋市に「汚染拡散防止計画書」を提出いたしました。

1. 当該用地の概要

所在地 : 名古屋市港区空見町 1-6 (工業地域)

敷地面積 : 360,189m²

2. 対策方法

汚染範囲の土壤を掘削・搬出し、専門処理業者に委託して、適切に処理を行います。

汚染物質 : 鉛

掘削面積及び深さ : 10 m² × 0.5 m

掘削土壤量 : 50m³

対策期間 (予定) : 平成 18 年 2 月 20 日～3 月末

なお、本対策方法については、名古屋市と協議し了解を得ております。

参考 1. 今回の調査結果

前回調査（平成 16 年 12 月 16 日公表済み）において鉛汚染が検出された 1 点の周囲において、汚染範囲確定のための詳細調査を行った結果、前回と同じ位置において基準を同程度超えたものが検出されました。

汚染物質	調査方法	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壤汚染等処理基準	基準超数／調査数
鉛及びその化合物	土壤溶出量	0.028～0.034mg/L	2.8～3.4 倍	0.01 mg/L	2/16

参考 2. 前回の調査結果（平成 16 年 12 月 16 日公表済み）

汚染物質	調査方法	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壤汚染等処理基準	基準超数／調査数
鉛及びその化合物	土壤含有量	461 mg/kg	3.1 倍	150 mg/kg	1/10
ほう素及びその化合物	地下水	2.8 mg/L	2.8 倍	1 mg/L	1/1

海水の標準的なほう素濃度は 4.5mg/L

以上

この件に関する報道機関からの問い合わせ先

東邦ガス株式会社 広報部 堀木、中神 TEL 052-872-9354

空見用地の撤去・移設工事工程について

1. 前提条件

- 地表面以下の基礎・導管類は残置する。

2. 工程（案）

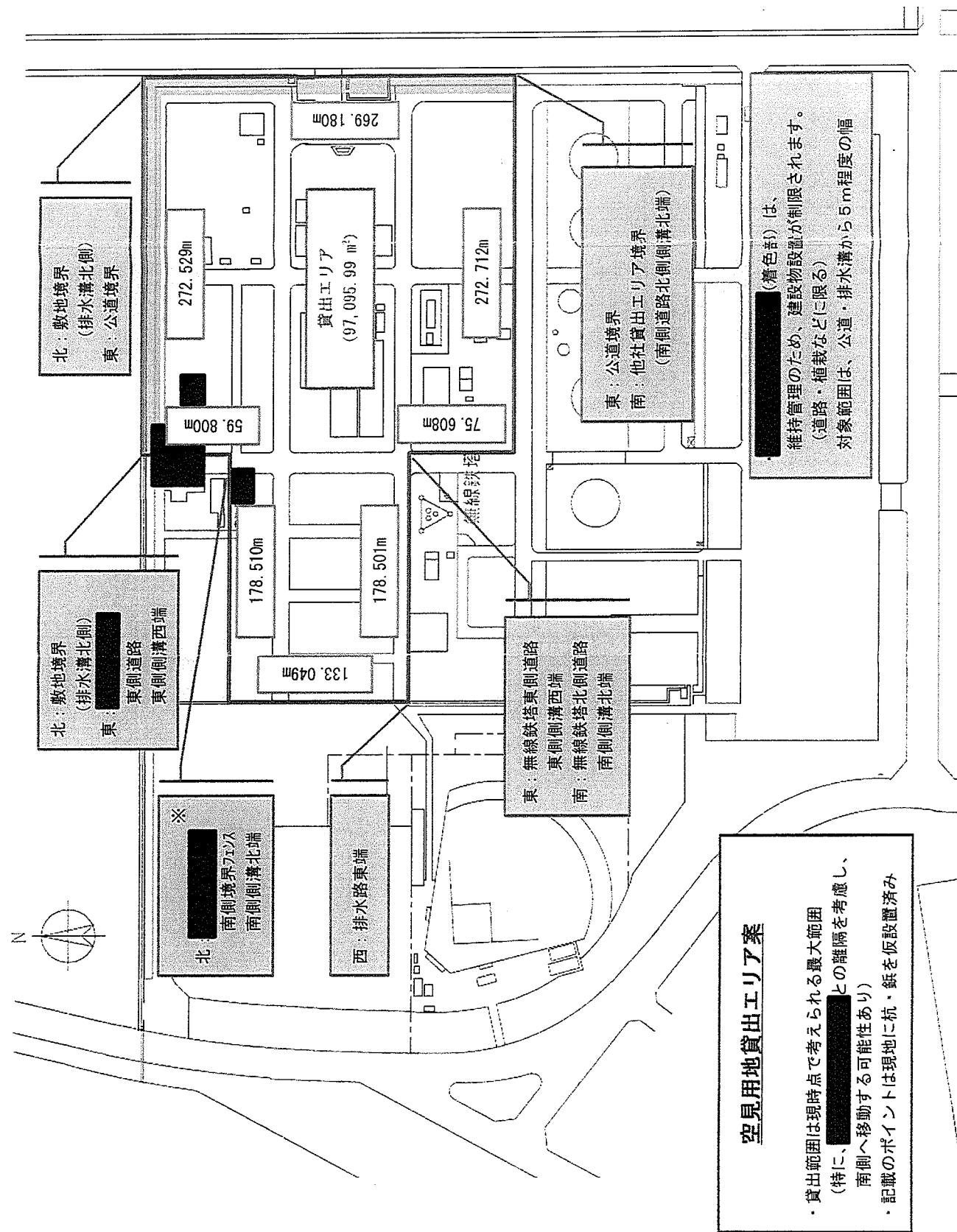
時期	撤去・移設工事内容	その他協議事項
	名古屋市より方向性の内示	調査・基本設計の取扱い協議
	の調査・基本設計 ・移設対象設備・建屋の仕様検討	撤去・移設工事に関する協議 土壌調査に関する協議
	名古屋市より建設の決定連絡（実施の決定）	工事実施に関する契約締結 (工事実施の合意・費用取扱い)
	撤去・移設工事 ・エリア内の建屋（管理センター、研修所など）の移設 ・電気設備（受配電設備など）の移設 ・工業用水引き込み場所の変更（名古屋市との協議・市側の工事を含む） ・土壌調査（内容等は別途協議） ・建屋・設備の解体撤去 ・敷地境界、供給設備廻りのフェンス設置	土地の賃借フレームの協議
	名古屋市へ対象エリア引き渡し（一部外構工事残り）	土地賃借に関する契約締結

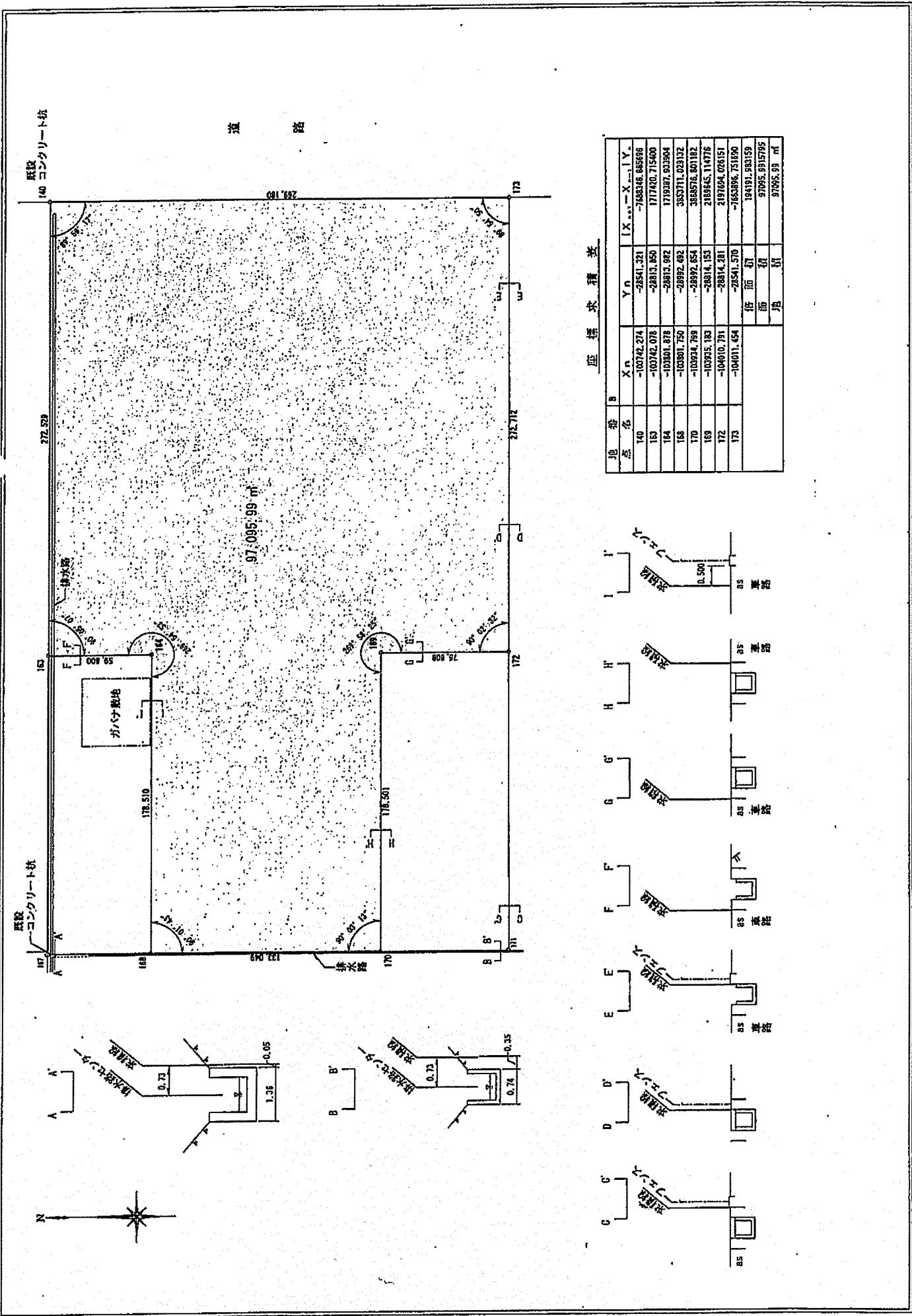
年	3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
月									
協議事項									
撤去・移設工事									

3. その他

- の地上部は、道路もしくは植栽の設置に限る。
(エリアの北側および東側境界から 5m程度の幅にわたって、建屋の建設は不可)
- のパテナスのため、幅 10m以上のアクセス道路が必要。
- 無線鉄塔の電波伝搬障害の発生を抑制するため、建物高さは 40m未満とする必要あり。

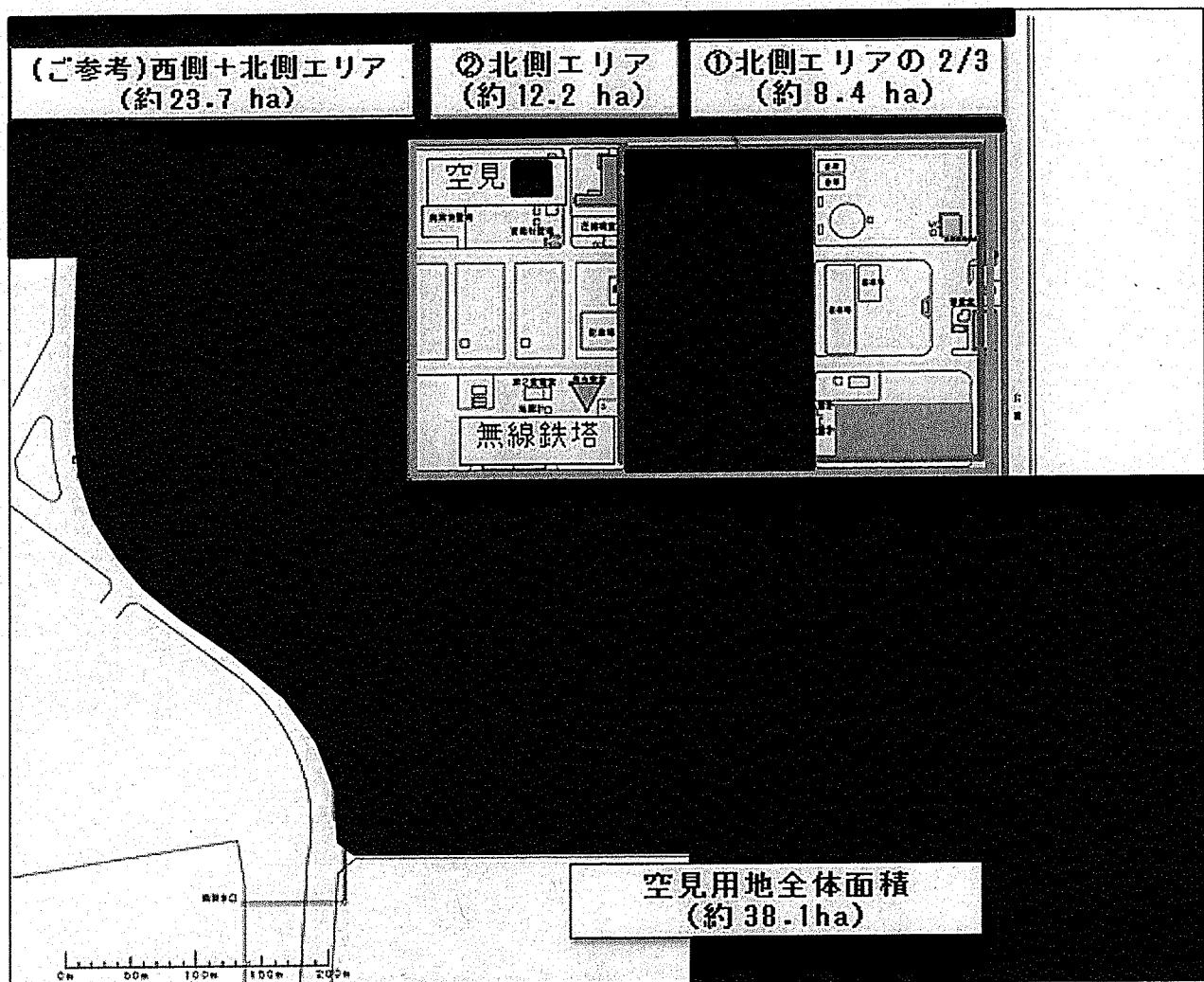
以 上





平成 28 年 6 月 2 日

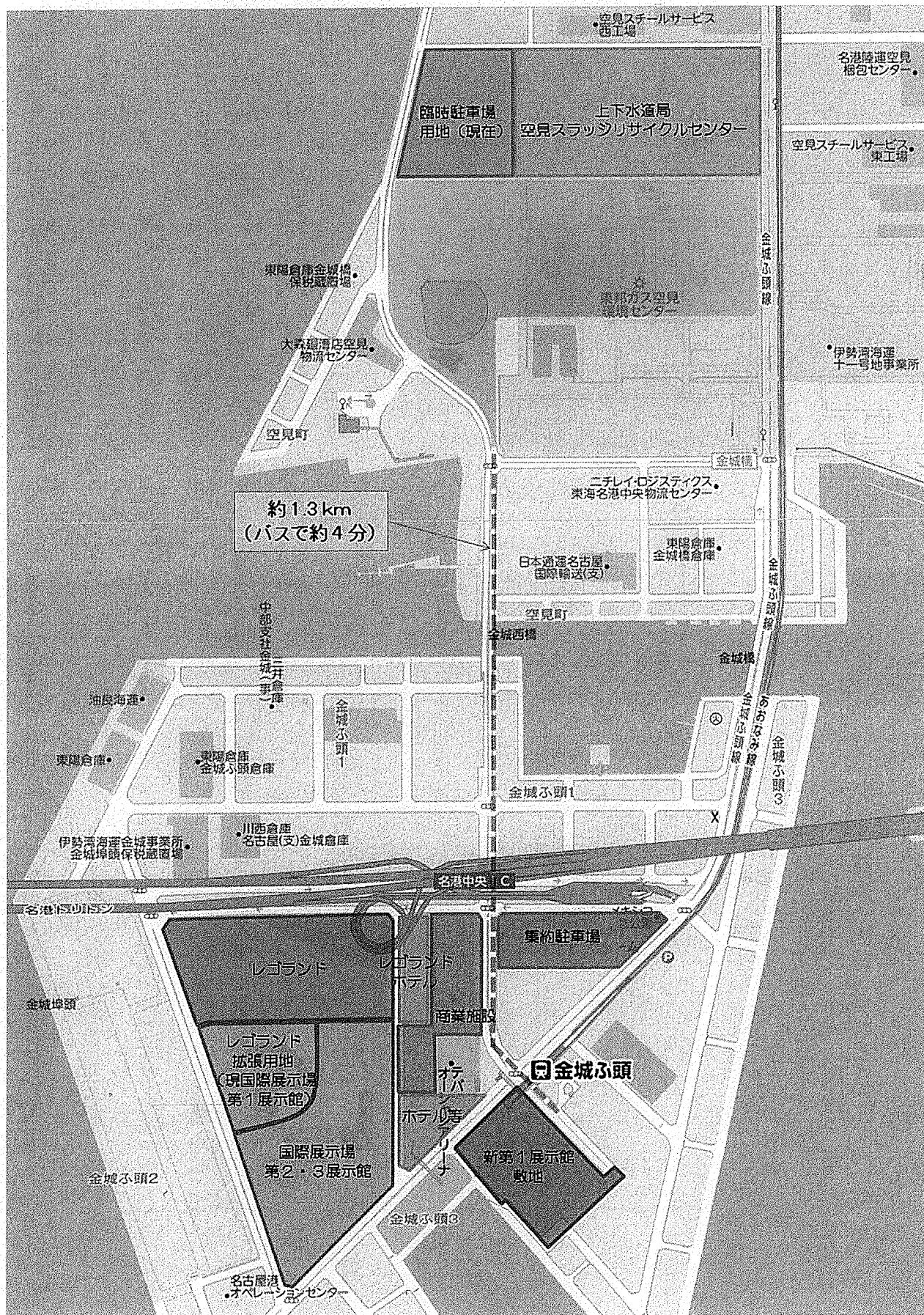
空見用地の状況



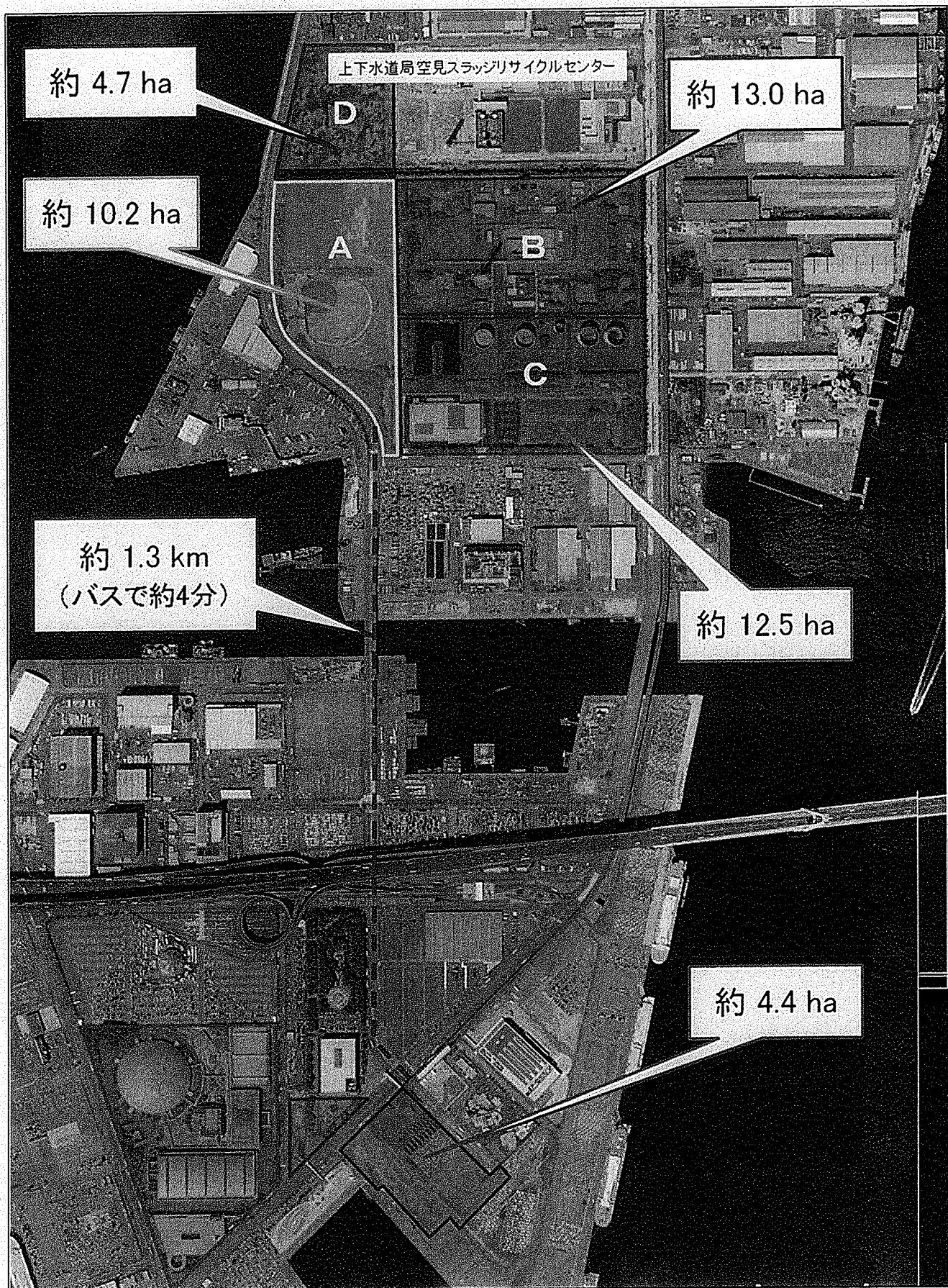
	① 北側エリアの 2/3	② 北側エリア
エリア面積	約 8.4ha	約 12.2ha
基盤整備費用	約 [] 億円 ・既設設備の撤去、移設、新設等にかかる費用	約 [] 億円 ・①+無線鉄塔や [] の移設費用

注) 基盤整備費用については、超概算であり、変動の可能性あり。

空見ふ頭と金城ふ頭の位置関係



空見ふ頭と金城ふ頭の位置関係



大規模展示場整備に関する検討状況について

1 これまでの検討の経緯

- ・27年度調査で稻永ふ頭を軸とした可能性調査を実施するなかで事業者ヒアリングや周辺環境の調査等を実施
- ・ヒアリングでは、事業者から岸壁とのセットが必須など多岐にわたる移転先用地の条件が示され、用地確保に相当な時間をする見込みとなつた。また、概算の移転補償費が相当額に上ったことなどから、難易度が高いことが判明
- ・事業者の移転先を探す中で空見ふ頭の土地に行き当たり、当該土地が一定の規模があり一部利用可能であること、金城ふ頭と隣接しておりポートメッセなごやとの一体的運営が可能な立地（裏面参照）であることから、大規模展示場整備用地としての空見ふ頭の可能性の検討を開始

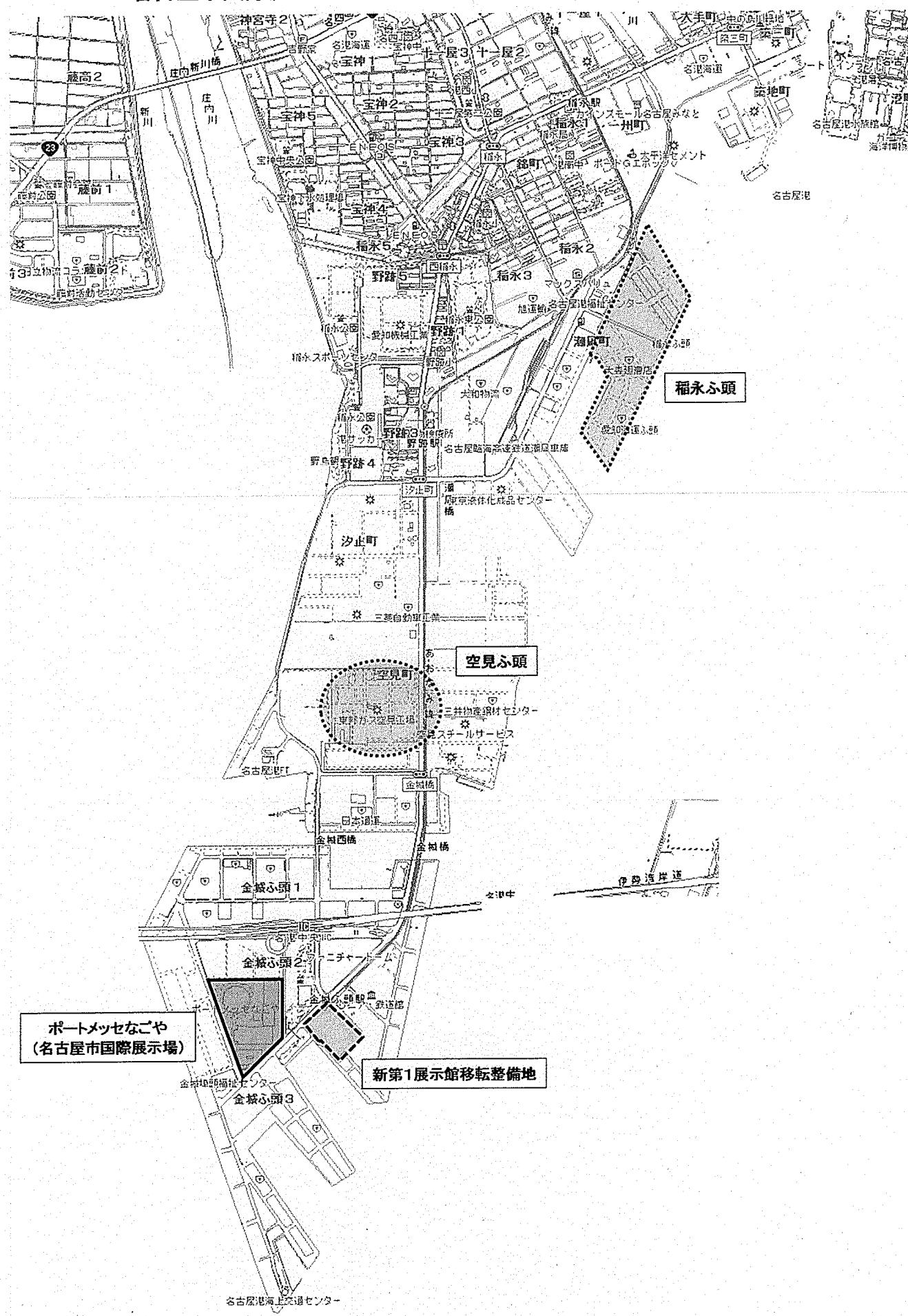
2 稲永ふ頭と空見ふ頭の検討エリアの概要

区分	稻永ふ頭	空見ふ頭
地権者	名古屋港管理組合	東邦ガス株式会社
面積	約30万平方メートル	約10万平方メートル
使用状況	14社・団体が関わり事業を実施	一部、都市ガス供給関連設備が存在

3 愛知県との調整

- ・県とは隨時情報交換していたが、27年12月末に空見ふ頭の当該土地の地権者から土地利用の協力が可能との回答を得たため、28年1月7日から県にこの候補地の存在とともに金城ふ頭との一体利用の利点などを情報提供し、この地で県市連携して事業化することを検討されるよう働きかけを行っている
- ・今後も連携に向けた働きかけを継続し、産業界はじめ市民県民の理解を得ながら、県市が共同し2019年秋の事業化を目指していく

名古屋市国際展示場と大規模展示場整備検討エリアとの位置関係



○先ほど、愛知県がセントレアでの大規模展示場整備を発表していると思うが、本市としても現時点での大規模展示場整備に関する考え方を説明させていただきたいのでお集まりいただいた

○今年度、稲永ふ頭を軸とした可能性調査を調査する中で、事業者ヒアリングを行ってきたところ、様々な課題が明らかとなり、用地確保に要する期間や費用の面で稲永ふ頭での事業化は難易度が高いことがわかつてきた

○稲永ふ頭の事業者の移転先を探す中で、空見ふ頭が浮上し、新たな展示場整備地としての有望性を見出した

○当該土地の地権者から整備に向けた検討を進めることの了解が得られたため、愛知県とも調整を図ってきたところである

○この場所は、名古屋駅からのアクセスに優れ、来場者や展示会関連事業者の利便性、経済性の上でも望ましく、また、ここに大規模展示場ができることで、名古屋港の魅力向上に大きく貢献する。さらに金城ふ頭と一体的な運営が可能となることで一段と大きな波及効果を得ることもでき、空見ふ頭は大規模展示場の整備地として適していると考えている

○県とはこれまで調整を続けてきたが、今後は産業界や市民、県民の声も聞きながら、県市が共同し 2019 年秋の開業をめざした事業化に向けて進んでいけるよう、働きかけを続けていきたい